

「町会・自治会担当職員制度」のご案内

▶ 町会・自治会担当職員制度とは

- 令和4年4月から、町会・自治会と市とをつなぐ窓口として、市内にある101の町会・自治会にそれぞれ4名程度の担当職員を配置しています。
 - 担当職員は、会長または役員の方を通じて、町会・自治会の依頼や相談をお聴きします。
※個人的な相談、事務処理の代行、行事の手伝いなど対応できないものもあります。
 - 関係する担当課や行政機関などへ連絡調整を行い、スピーディーな解決に努めます。
 - 市の役立つ情報をご提供します。
- （備考）これまで通り、担当課に直接ご連絡いただく方法でも引き続きご相談いただけます。

▶ 担当職員の連絡先

町会長・自治会長に、担当職員の氏名、連絡先（所属の直通電話番号）をお伝えしています。
業務時間内にお電話などでお気軽にご相談ください。

※町会・自治会長変更時の引継ぎなど、担当職員の連絡先等の資料が必要な場合は、
魅力づくり推進課（電話：072-433-7230）までお問合せください。

▶ 相談実績（令和6年度） ※令和7年3月31日時点

相談件数 76件

活用町会・自治会数 23町会・自治会

相談種別	件数	相談種別	件数
安全・交通	4	町会活動	12
道路・公園	25	教育・学習	0
上下水道	0	公共施設・市営住宅	4
環境・衛生	11	防災	3
窓口・届出	7	人権	0
健康・病院	0	税	3
コロナ関連	0	選挙	0
子育て	0	広報活動	0
障害者	0	担当職員制度	5
高齢者	0	他機関	2

【次のページに相談事例を掲載しています】

【問合せ先】

貝塚市役所 総合政策部 魅力づくり推進課 〒597-8585 貝塚市畠中1-17-1

電話：072-433-7230（直通） ファックス：072-433-7233 メールアドレス：kyodo@city.kaizuka.lg.jp

▶ 令和 6 年度に頂いた相談等の事例

NO	種別	相談等の内容	回答・報告内容
1	安全	空き家の瓦が道路に落ちていて危険なためどうにかならないか。	担当（まちづくり課、道路整備課） まちづくり課と道路整備課に連絡し、担当課において現地確認のうえ、安全措置を講じた。
2	道路	通学路の途中に穴が開いていることへの対応について。	担当（道路整備課） 道路整備課を案内し、担当課にて取り急ぎカラーコーンを設置し、その後補修を行った。
3	防災	町会館を避難場所として開放した場合の取扱いについて。	担当（危機管理課） 危機管理課に繋ぎ、担当課より取扱いについて説明を行った。
4	衛生	亡くなられたかたの空き家の荷物（粗大ごみ）の処理について。	担当課（廃棄物対策課） 遺品整理事業者に頼む方法もある旨を伝えるとともに、粗大ごみについては廃棄物対策課において相談を受けた。
5	税	財産区を駐車場として整備した場合の固定資産税について。	担当課（課税課） 課税課に確認し、駐車場として整備した場合は固定資産税が課税される旨回答した。